

令和 7 年度決算における健全化判断比率および資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、本市の令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等を算定しましたので、お知らせします。

本市においては、いずれの数値も基準を下回っており、健全な財政を維持しています。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

	北本市 (令和 7 年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.82	20.0
連結実質赤字比率	—	17.82	30.0
実質公債費比率	7.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字がないため、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回るため算定されないことから、「—」と表示しています。

健全化判断比率のうちのいずれかが、早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上の場合には財政再生計画を策定し、財政の健全化に努めなければなりません。なお、将来負担比率には財政再生基準はありません。

2. 資金不足比率

(単位：%)

	北本市 (令和 7 年度)	経営健全化基準
公共下水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足がないため、「—」と表示しています。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなければなりません。

指標の説明

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が、標準財政規模に対しどのくらいの割合かを示す指標。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な一般財源の額のこと。

連結実質赤字比率

市のすべての会計を対象にした実質赤字額（又は資金の不足額）が、標準財政規模に対しどのくらいの割合かを示す指標。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{すべての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等の元利償還金に限らず、公営企業会計に対する繰出金や一部事務組合への負担金のうち元利償還金など、一般会計が負担したと考えられる公債費の額が、標準財政規模に対しどのくらいの割合かを示す指標。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &(\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

将来負担比率

一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償など、市が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

資金不足比率

公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すもの。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※事業の規模：営業収益に相当する収入の額等（料金収入等）のこと。